

平成 18 年度 被害者支援調査研究事業

今後の被害者支援を考えるための調査報告書（抜粋版）
- 犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から -

2007 年 3 月

東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
特定公益増進法人

社団法人 被害者支援都民センター



競輪補助事業

URL <http://www.keirin.go.jp>



目 次

目次	1
1 はじめに	2
2 調査方法	2
3 調査結果	2
3-1 回答者の属性	2
3-2 被害後に悩まされた問題について	3
3-3 二次的被害について	7
3-4 実際に受けた支援について	8
3-5 事件後知りたかったこと	9
3-6 被害後に必要な支援	10
3-7 今後受けたい支援	12
4 考察	13
4-1 被害後に悩まされた問題	13
4-2 二次的被害について	14
4-3 実際に受けた支援	14
4-4 事件後知りたかったこと	15
4-5 被害後に必要な支援	15
5 結論	17

1 はじめに

平成 12 年 4 月に被害者支援都民センターが開設されてから、7 年が経過した。この間、平成 16 年 12 月には犯罪被害者等基本法、翌年 12 月には犯罪被害者等基本計画が定められ、様々な施策作りが進められている。

そのような現状の中で、私たち民間支援団体は、様々な機関・団体と連携しながら真に被害者の要望に即した適切な支援を実施していく責任がある。

平成 13 年 1 月には被害者遺族 73 人を対象に被害者支援のあり方について調査を実施し、支援活動に反映させてきた。今回の調査では、前回の調査から数年の変化もふまえつつ被害者遺族の現状や要望をとらえ今後の支援活動に生かす目的で、被害者遺族が被害直後から抱える問題や受けた二次的被害、今まで受けた支援、事件後に知りたかったこと、被害後に必要な支援についての意見を求めた。得られた結果から導き出された所見を検討し、効果的な支援活動を展開していきたい。

2 調査方法

平成 18 年 11 月から 12 月までの 2 ヶ月間に、犯罪被害者遺族に調査票を送付し、郵送によって回収した。

調査対象者は、前回の調査協力者及び平成 12 年から 18 年の間に都民センターが支援を行った被害者遺族とその知り合いの被害者遺族である。119 人あてに計 272 部を送付、回答者は 110 人であった。(回収率 送付者ベース：92.4% 送付数ベース：40.4%)

3 調査結果

3-1 回答者の属性

犯罪被害者遺族	110 人
性 別	男性 25 人、女性 81 人、不明 4 人
年 齢	20 代 4 人、30 代 11 人、40 代 18 人、50 代 36 人、 60 代 25 人、70 代 6 人、不明 10 人
事件内容	殺人・傷害致死 38 人、交通被害 65 人、 過失致死(交通事犯以外)・事故 6 人、不明 1 人
被害者との関係	配偶者 14 人、親 85 人、子ども 7 人、きょうだい 4 人
事件からの経過年数	1～3 年未満 24 人、3～5 年未満 9 人、5～10 年未満 38 人 10 年以上 39 人

回答者は、女性が 81 人(73.6%)と多くなっている。被害者との関係は、親が 85 人(77.3%)と多いことから、被害者の母親が多いことがわかる。また、事件内容は交通被害が約 60%を占めている。被害からの経過年数はすべて 1 年以上であり、5 年以上経過した遺族が 70.0%となっている。

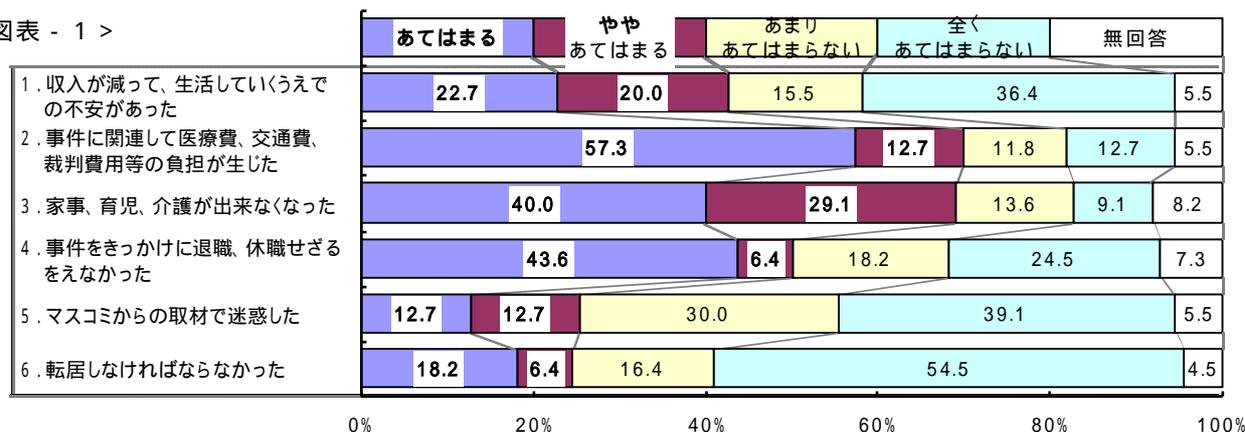
3-2 被害後に悩まされた問題について

「被害にあった後、どのような問題に悩まされましたか」という設問で、「日常生活への影響」、「心身への影響」、「刑事手続上の負担」、「民事、各種手続上の負担」、「加害者への対応」、「身近な人とのかわり」という視点からあげられた 24 項目について、「あてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」の 4 段階で回答を求めた。

(図表 - 1 ~ 6)

日常生活への影響

< 図表 - 1 >



「収入が減って、生活していくうえでの不安があった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は 42.7% となっている。被害者との関係別では、「配偶者」、「子ども」が全体の割合より高く、生計者である配偶者や親を亡くすことによる被害後の経済的困窮がうかがえた。

「事件に関連して医療費、交通費、裁判費用等の負担が生じた」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は 70.0% となっている。多くの人が事件と関連して経済的負担を感じていることがわかる。

「家事、育児、介護が出来なくなった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は 69.1% となっている。性別では、女性への影響が大きかった。

「事件をきっかけに退職、休職せざるをえなかった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は 50.0% となっている。性別では「女性」、年代別では「30 代」、「40 代」、「50 代」が全体の割合より高く、働き盛りの年代への影響が大きかった。

「マスコミからの取材で迷惑した」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は 25.4% となっている。事件別では、「殺人・傷害致死」が全体の割合と比べて高かった。

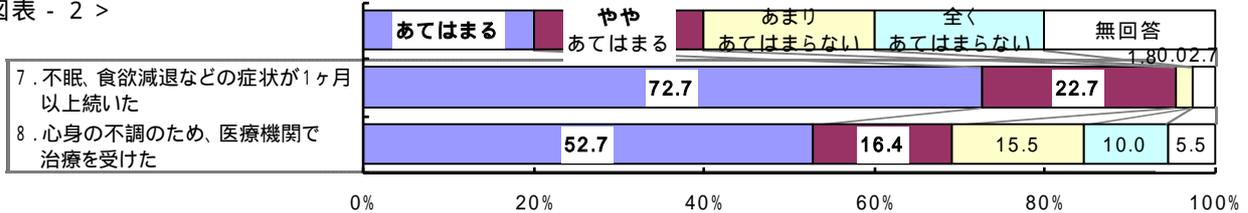
「転居しなければならなかった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は 24.6% となっている。事件別では、「殺人・傷害致死」が、被害者との関係別では「配偶者」が全体の割合より高かった。

「日常生活への影響」に関連して、

- ・事件直後から仕事が出来なくなり収入が途絶えた事で、生活そのものが大変でした
- ・民事裁判を起こしたが、犯人からはお金はとれず、出費も非常に大きい
- ・家事、育児等をサポートしてくれる人的支援が必要。生きる気力さえない時に以前と同じ日常をすることは苦痛以外の何ものでもない
- ・私は自営業でしたが、事件後同じ仕事を続けることができませんでしたという記述があった。

心身への影響

< 図表 - 2 >



「不眠、食欲減退などの症状が1ヶ月以上続いた」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は、95.4%と極めて高くなっている。性別、年代、事件内容、被害者との関係や経過年数に関わらず、全体として高い割合で影響を受けており、「全くあてはまらない」と答えた人はいなかった。

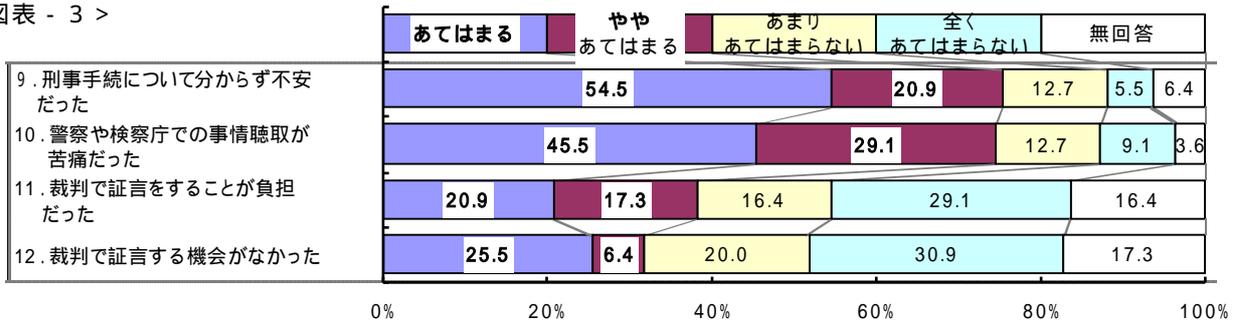
「心身の不調のため、医療機関で治療を受けた」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は69.1%となっている。性別では、「女性」が全体より高い割合だった。

「心身への影響」に関連して、

- ・被害者遺族はかけがえのない家族を失うだけでなく、人生の設計、あり方を根底から覆させられる。精神的な被害も極めて大きい
 - ・ある日突然愛娘を亡くし、人生を一変させられ、悲しみ苦しみのどん底に突き落とされ、娘にわびる者もいない。これが現実です
- という記述があった。

刑事手続き上の負担

< 図表 - 3 >



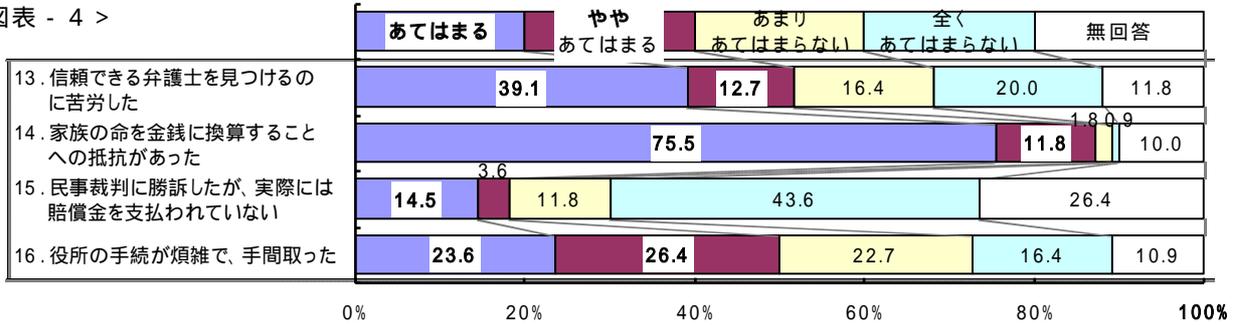
「刑事手続についてわからず不安だった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は75.4%、「警察や検察での事情聴取が苦痛だった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は74.6%となっている。多くの人が刑事手続についての不安感や事情聴取への負担感を抱えていることがわかる。

「裁判で証言することが負担だった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は38.2%、「全くあてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した人は45.5%となっており、全体的には証言に対する負担感を感じていない人の方が多い。しかし、事件別で「殺人・傷害致死」は負担感を感じている人が全体の割合より高かった。

「裁判で証言する機会がなかった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は31.9%となっている。被害者との関係別では、「子ども」「きょうだい」が全体の割合より高かった。また「全くあてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した人について、経過別では、「1～3年未満」が全体の割合より高く、遺族が証言する機会が保障されつつある現状がうかがえた。

民事、各種手続き上の負担

<図表 - 4>



「信頼できる弁護士を見つけるのに苦労した」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は51.8%となっており、弁護士を必要としている被害者が被害者支援に精通している弁護士と結びつきにくい現状がうかがえる。

「家族の命を金銭に換算することへの抵抗があった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は87.3%と非常に高くなっている。特に「女性」「交通被害」での抵抗感が高かった。

「民事裁判に勝訴したが、実際には賠償金を支払われていない」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は全体で18.1%となっている。事件別では、「殺人・傷害致死」の遺族に対する賠償金の未払いが目立った。

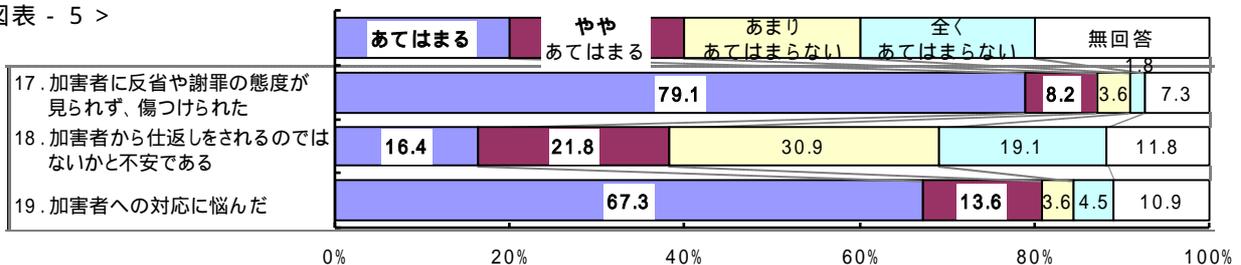
「役所の手続きが煩雑で、手間取った」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は50.0%となっており、犯罪被害に関わる様々な手続きに負担感を持つ人がいることがわかる。

「民事、各種手続き上の負担」に関連して、

- ・ 弁護士を紹介して欲しい、無料で弁護士をつけてほしい
- という記述が複数あったほか、
- ・ 事件後仕事が出来ず、収入もありません。民事で勝訴しても本人は刑務所の中であり、現実には取れません。損害賠償金の立て替え制度を作してほしい
 - ・ 加害者は無職23歳で財産も無く、何の賠償も得ることができませんでした
- という記述があった。

加害者への対応

<図表 - 5>



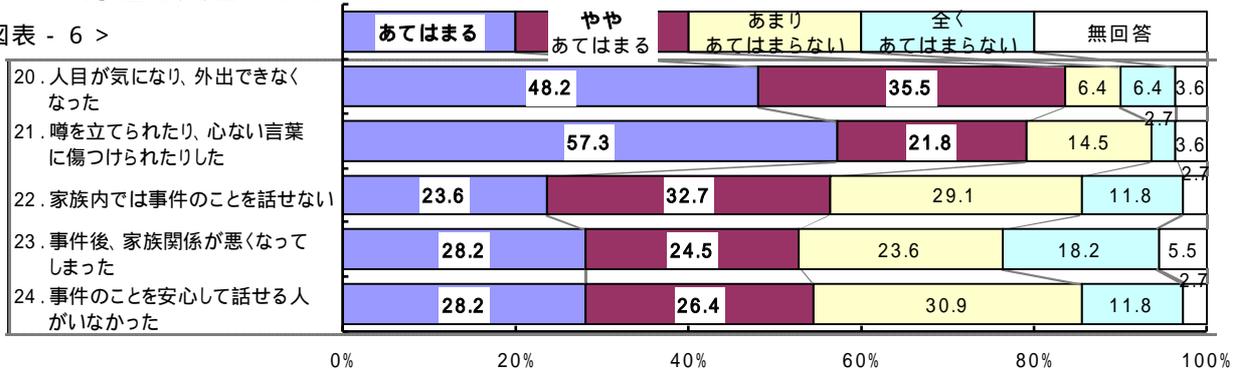
「加害者に反省や謝罪の態度が見られず、傷つけられた」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は87.3%と非常に高くなっている。性別、年代、事件内容、被害者との関係や経過年数に関わらず、加害者の言動に傷つけられている人は多いことがわかる。

「仕返しをされるのではないかと不安である」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は38.2%となっている。

「加害者への対応に悩んだ」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は80.9%と非常に高くなっている。事件別でみると、「交通被害」が特に高かった。

身近な人とのかかわり

<図表 - 6 >



「人目が気になり外出できなくなった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は83.7%と非常に高くなっている。

「噂を立てられたり、心無い言葉に傷つけられたりした」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は79.1%となっている。

「家族内では事件のことを話せない」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は56.3%、「事件後、家族関係が悪くなってしまった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は52.7%となっている。

「事件のことを安心して話せる人がいなかった」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は54.6%となっている。事件別では、「殺人・傷害致死」、「過失致死・事故」が全体の割合より高かった。

3-3 二次的被害について

「今までに、二次的被害（事件に関連したことで周囲から傷つけられるような出来事）を受けたことがありますか」という設問に対して、「ある」と回答した人は87.3%、「ない」と回答した人は9.1%、「無回答」が3.6%となっている。（図表 - 7）ほとんどの人が何らかの二次的被害を受けたと感じている。

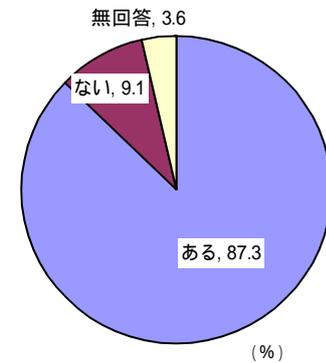
二次的被害を受けた相手は「近所の人から」が58.3%、「警察から」が51.0%、「弁護士から」が40.6%、以下「親戚から」「検察庁から」と続く。（図表 - 8）

二次的被害の具体的内容は全般的に、「被害者の心情に配慮しない言動」が多かった。例えば、捜査機関で加害者をかばうような言動があったり、休憩無しで事情聴取されたりしたこと、弁護士がすぐに人の命をお金に換算しようとしたこと、職場での叱咤激励等があげられた。

関係機関や専門家に対しては、例えば捜査機関で事件についての説明不足、依頼した弁護士が遺族の意見を全く取り入れない、病院の死亡診断書の信頼性の問題等、そこに期待している役割が十分満たされなかったときにも二次的被害を受けたと感じている。

身近な人からの被害は、「子供を守れなかった」「加害者からできるだけお金をとれ」「亡くなったのは運命」「お子さんが生きていたら何歳？」等、遺族への言葉かけによるものが多かった。

< 図表 - 7 >



< 図表 - 8 >

回答者数 96 人

受けた相手	人 (%)
近所の人から	56 (58.3)
警察から	49 (51.0)
弁護士から	39 (40.6)
親戚から	38 (39.6)
検察庁から	33 (34.4)
職場から	29 (30.2)
裁判所から	26 (27.1)
マスコミから	25 (26.0)
病院から	22 (22.9)
役所から	17 (17.7)
被害者支援センターから	12 (12.5)
被害者団体から	11 (11.5)
その他から	31 (32.3)
無回答	1 (1.0)

3-4 実際に受けた支援について

「今まで誰からどんな支援を受けてきましたか。またそれについてどう思いますか」という設問に対して、110人中105人(95.5%)から、合計538件の回答があった。(複数回答)

受けた支援の件数は女性が多く、男性や親を亡くした子どもへの支援は少なかった。男性や子どもは外部に支援を求めない、もしくは求めにくい傾向がうかがえた。

支援を受けた相手として、12項目を提示し回答を求めた。(図表-9)「家族」が100件、「友人」「被害者支援センター」がそれぞれ81件となっており、「家族」や「友人」など身近な人を上げた人が多くなっている。

また、各種専門家からの支援として「弁護士」が55件、「病院」が14件、「保健所・精神保健福祉センター」が7件となっており、法律関係者からの支援と比べ保健・医療に関する専門家からの支援が少ないことがわかる。

さらに、「交通被害」に限られるが、「市区町村」が6件、「福祉事務所」が1件となっており、自治体からの支援を受けたと回答していた。

「その他」の項目としては、「検察官」、「遺族の友人」、「被害者当事者の会」などがあげられている。

受けた支援内容は、「精神的に支えてくれた」が162件と最も多く、「警察、病院などに付き添ってくれた」が89件、「事件に関する情報提供を教えてくれた」が77件と続いている。「経済的な援助をしてくれた」は13件と少ない。(図表-10)

「その他」の内容としては、「事故現場に行き行って遺品を拾ってきてくれた」、「被害者の最後の状況を説明してくれた」、「花、食べ物を届けてくれた」等、実際的な支援があげられている。

受けた支援のうち469件(87.2%)について「非常に満足している」、「満足している」と回答している。(図表-11)

一方、不満と感じたものとして、「弁護士から事件、裁判、支援に関する情報を教えてもらったがあまり役に立たなかった」、「警察や病院の対応が事務的だった」という記述があった。

また、「支援を受けてどうだったか」について、「良いかどうかそんなこともわからなかった」、「ありがたかったが、申し訳ない感じだった」という記述があった。さらに、「支援窓口を自分で探し、必死の思いでたずねたけれど、冷たくあしらわれた」という記述もあった。

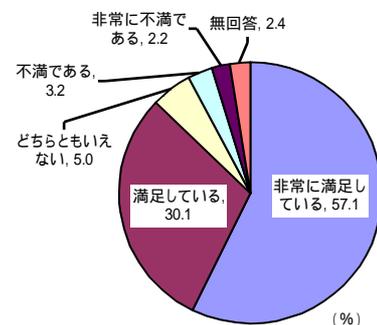
< 図表 - 9 >

回答件数: 538件	
支援を受けた相手	件(%)
家族	100(18.6)
友人	81(15.1)
被害者支援センター	81(15.1)
親戚	59(11.0)
弁護士	55(10.2)
警察	38(7.1)
近所の人	27(5.0)
病院	14(2.6)
保健所・精神保健福祉センター	7(1.3)
市区町村	6(1.1)
福祉事務所	1(0.2)
その他	68(12.6)
無回答	1(0.2)

< 図表 - 10 >

回答件数: 538件	
受けた支援内容	件(%)
精神的な支援	162(30.1)
警察、病院、裁判所への付添い	89(16.5)
事件等に関する情報提供	77(14.3)
家事の手伝い	66(12.3)
自助グループ参加への勧め	37(6.9)
弁護士の紹介	30(5.6)
マスキへの対応	14(2.6)
経済的な支援	13(2.4)
その他	38(7.1)
無回答	12(2.2)

< 図表 - 11 >



3-5 事件後知りたかったこと

「事件後にどんなことを知りたかったですか」という設問に対して、11項目を提示し回答を求めた。(複数回答)(図表 - 12)

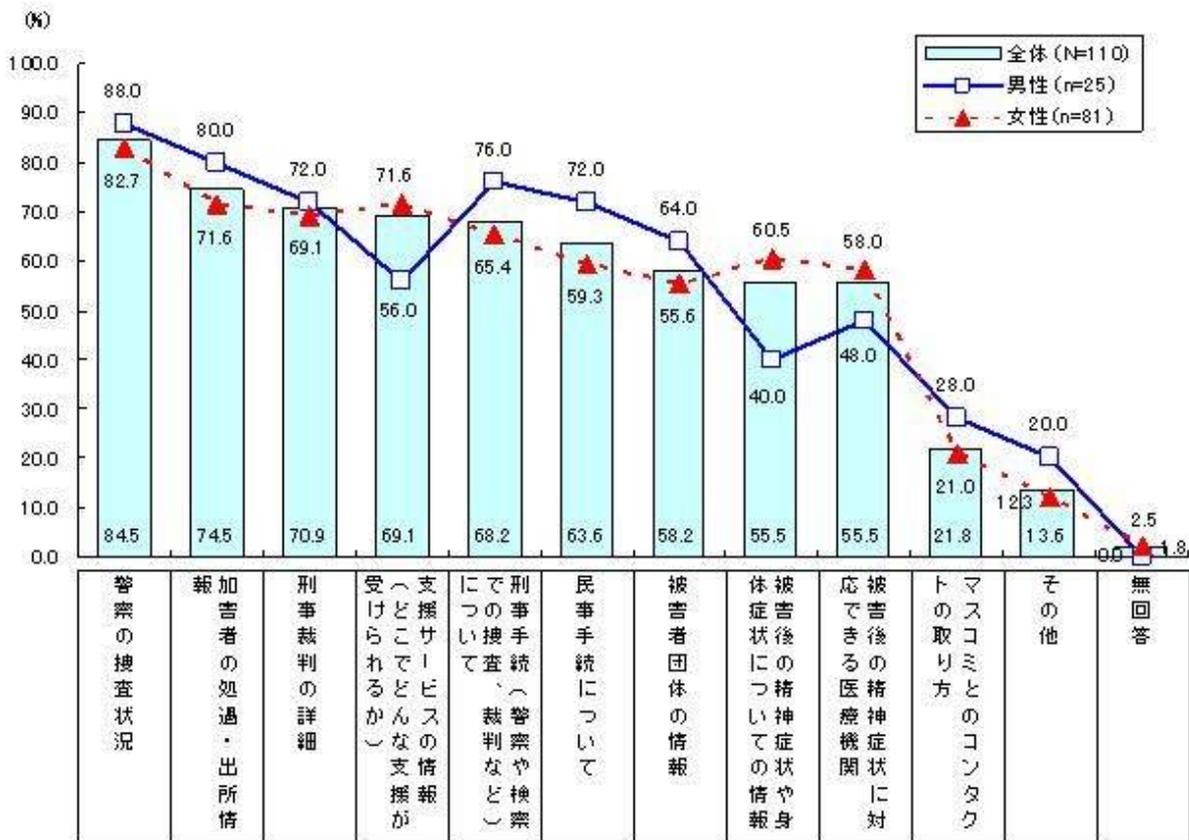
「知りたかった」と回答した割合が高い項目として「警察の捜査状況」(84.5%)、「加害者の処遇・出所情報」(74.5%)、「刑事裁判の詳細」(70.9%)となっており、事件に関する情報に対するニーズが高い。

この傾向は、性別では「男性」、事件別では「交通被害」に顕著であった。上記以外の項目についても「マスコミとのコンタクトの取り方」を除くすべての項目に半数以上の人々が「知りたかった」と答えている。

女性は「捜査状況、裁判情報」に加え「精神的ケアに関する情報」、「その他の支援サービスに関する情報」に対する要望も多くなっている。

「その他」の内容としては、「自分で出来ることは何か、家族に対して出来ることは何か」、「なぜ死の状況に至ったのか」、「被害者支援の弁護士情報」、「同様の被害に遭った被害者と知り合う方法」等があげられた。

<図表 - 12>



3-6 被害後に必要な支援

「事件後にどんな支援が必要と思いますか」という設問に対して、18項目を提示し回答を求めた。(複数回答)(図表 - 13~15)

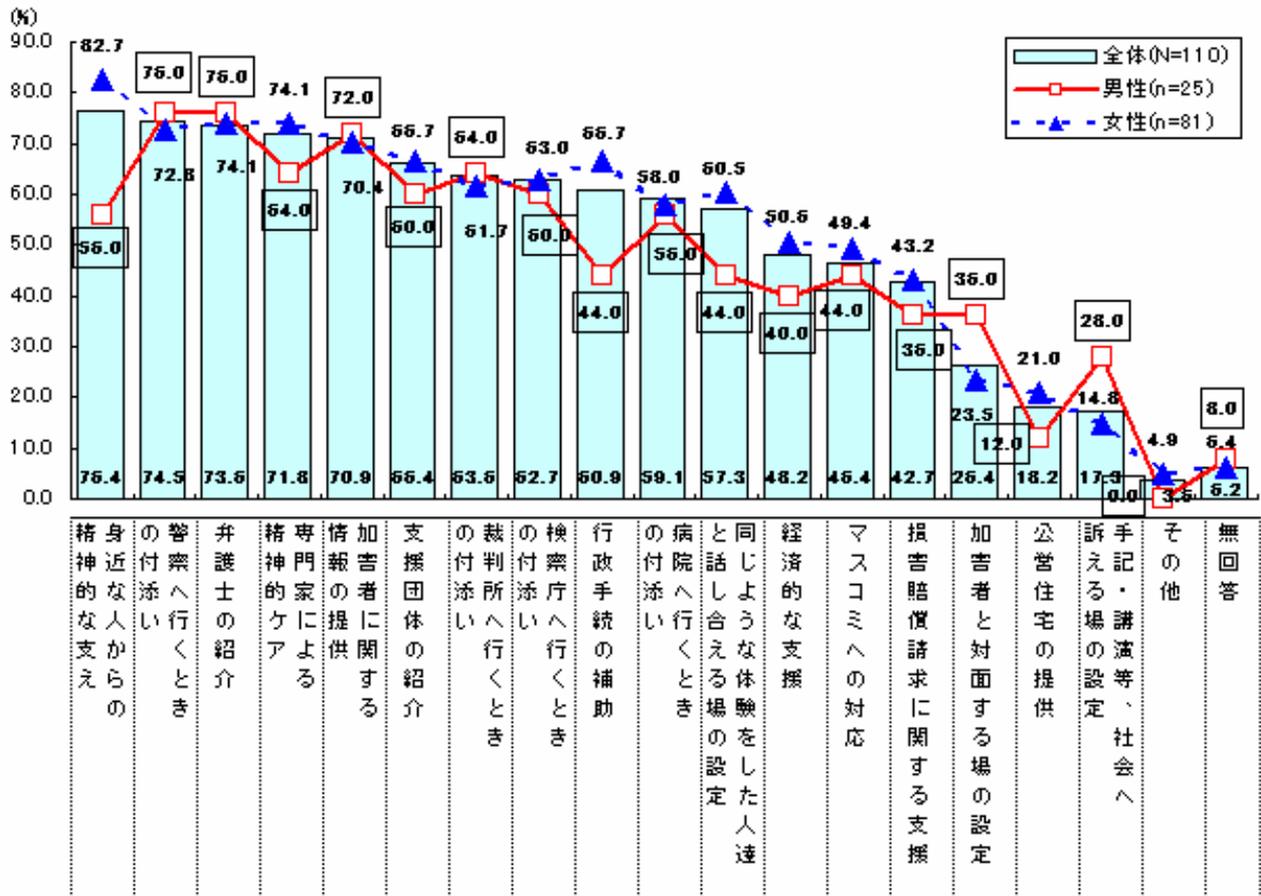
事件直後

特にその割合が高いものとしては、「身近な人からの精神的な支え」(76.4%)、「警察へ行くときの付添い」(74.5%)、「弁護士の紹介」(73.6%)、「専門家による精神的ケア」(71.8%)、「加害者に関する情報の提供」(70.9%)となっている。

裁判所、検察庁、病院等への付添い支援についても、それぞれ60%前後となっており、要望が多くなっている。「支援団体の紹介」に対する要望も66.4%となっており、専門家を含めた支援者を求める割合も高い。

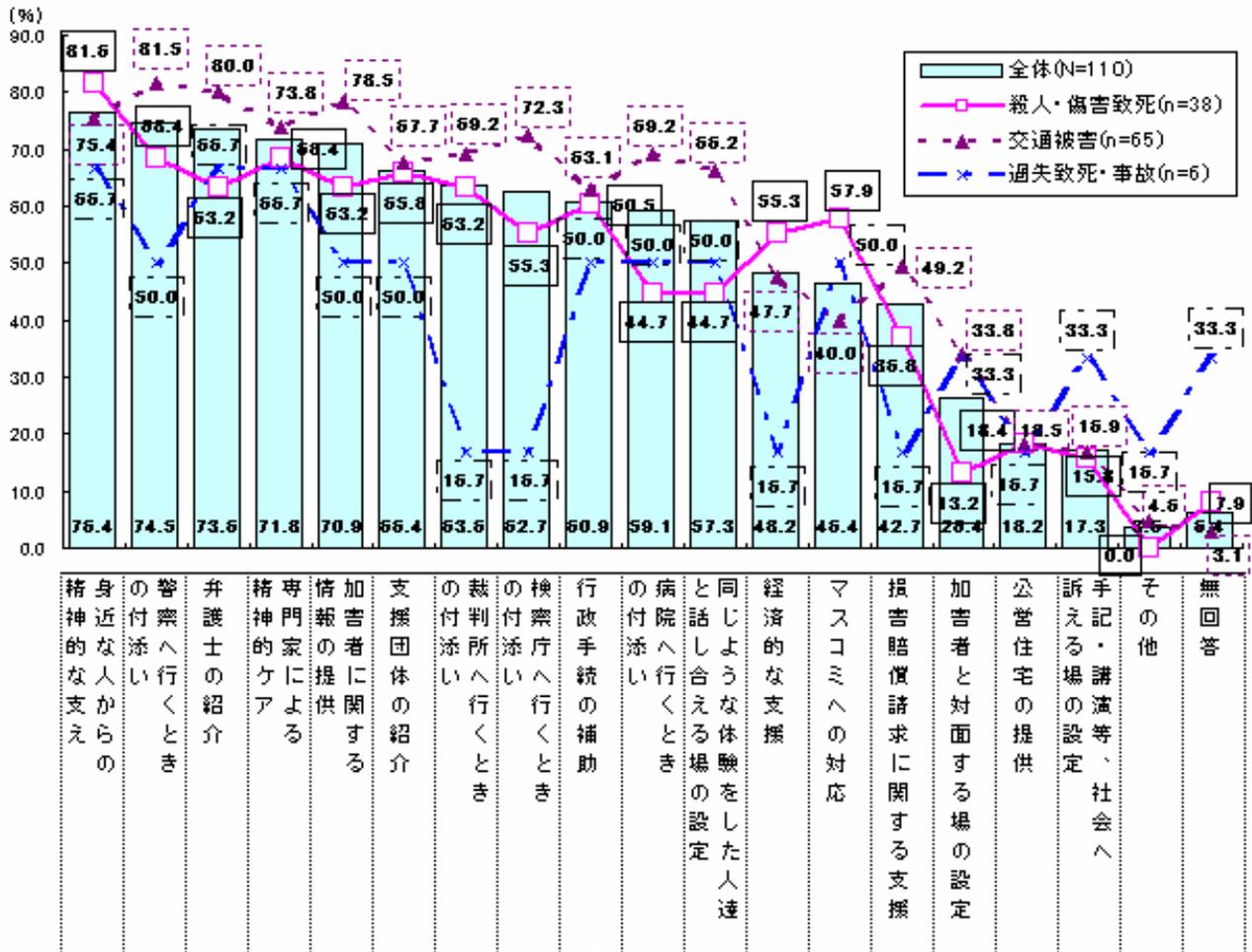
性別では、女性は「身近な人からの精神的な支え」「専門家による精神的ケア」「行政手続の補助」「経済的な支援」「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」で、男性は「社会へ訴える場の設定」「加害者と対面する場の設定」でより要望が多くなっている。

<図表 - 13>



事件別では、「殺人・傷害致死」は、「経済的な支援」「マスコミへの対応」で、「交通被害」は「付添い支援」「弁護士の紹介」「損害賠償に関する支援」「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」「加害者に関する情報の提供」「加害者と対面する場の設定」でより要望が多くなっている。

<図表 - 14>



1年後

「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」が54.5%と最も高く、続いて「加害者に関する情報の提供」(47.3%)、「損害賠償請求に関する支援」(43.6%)となっている。「専門家による精神的ケア」についても42.7%と事件直後から引き続き要望が高い。

事件直後より要望が高くなっているのは、「損害賠償請求に関する支援」(43.6%)、「手記・講演等、社会へ訴える場の設定」(29.1%)である。

3年後～5年後

「加害者に関する情報の提供」「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」、「手記・講演等、社会へ訴える場の設定」、「身近な人からの精神的支え」について、他の項目よりも高い割合となっている。

「手記・講演等、社会へ訴える場の設定」は1年後より3年後の割合がさらに高くなっている。(1年後29.1% < 3年後32.7%)

7年後～10年以上

「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」「加害者に関する情報の提供」について、他の項目よりも高い割合となっている。

被害後に必要な支援	事件直後	事件から				
		1年後	3年後	5年後	7年後	10年以上
警察へ行くときの付添い	74.5	18.2	7.3	5.5	4.5	4.5
病院へ行くときの付添い	59.1	11.8	3.6	2.7	2.7	2.7
検察庁へ行くときの付添い	62.7	22.7	8.2	5.5	3.6	3.6
裁判所へ行くときの付添い	63.6	30.9	12.7	7.3	7.3	6.4
経済的な支援	48.2	20.0	14.5	11.8	9.1	10.0
行政手続の補助	60.9	18.2	6.4	2.7	1.8	3.6
公営住宅の提供	18.2	12.7	8.2	6.4	5.5	4.5
マスコミへの対応	46.4	17.3	7.3	3.6	3.6	5.5
損害賠償請求に関する支援	42.7	43.6	20.0	7.3	4.5	7.3
弁護士の紹介	73.6	25.5	9.1	2.7	2.7	3.6
支援団体の紹介	66.4	30.0	14.5	6.4	5.5	7.3
専門家による精神的ケア	71.8	42.7	22.7	18.2	16.4	13.6
身近な人からの精神的な支え	76.4	39.1	31.8	24.5	20.9	21.8
同じような体験をした人達と話し合える場の設定	57.3	54.5	38.2	27.3	27.3	27.3
手記・講演等、社会へ訴える場の設定	17.3	29.1	32.7	25.5	20.9	18.2
加害者に関する情報の提供	70.9	47.3	39.1	26.4	25.5	22.7
加害者と対面する場の設定	26.4	20.9	18.2	12.7	12.7	13.6
その他	3.6	3.6	2.7	2.7	0.9	2.7
無回答	6.4	20.0	38.2	51.8	57.3	55.5

3-7 今後受けたい支援

- * 長期的、継続的な精神的ケア
- * 自助グループ（同じ体験をした人同士の交流の場）
- * 加害者に関する情報や働きかけ
- * 社会へ訴える場
- * 再被害防止対策

等があげられた。

4 考察

4-1 被害後に悩まされた問題

日常生活への影響

犯罪被害が日常生活に及ぼす影響は大きく、遺族は様々な問題を抱える。まず、経済的問題として、生計者を失うことによる直後の急激かつ継続的な収入の減少が考えられる。また、遺族は事件に関連する様々な経済的負担を強いられている。そのため特に、事件直後に必要となる葬儀代、刑事裁判等に関わる交通費や弁護士費用等の集中的な負担を軽減するため、被害直後の一時的な経済的支援が必要である。

一方、精神的ケアとして長期にわたる治療を要したり、保険外診療の場合は高額な自己負担となるため、継続的な経済的負担も余儀なくされている。さらに、退職・休職をせざるを得ないことも多いことから収入が減少する遺族も多いため、職場の理解を促し、遺族の心身の状況に応じた柔軟な働き方や休業補償の適用・充実を図り、継続可能な職場環境を整備していくことが不可欠である。

家庭生活における問題は女性の負担感に顕著に表われており、家事や育児、介護に関わる福祉的サービスを充実させることで負担を軽減する必要がある。

また、「殺人・傷害致死」の遺族は、大きな事件としてマスコミが注目するほど二次的被害のリスクが増す。自宅が事件現場であること、近隣の二次的被害等から転居の必要性が出てくることもあり、居住安定のための支援が必要である。

心身への影響

被害後に心身の不調を感じている人は極めて多く、事件が遺族の精神面に例外なく大きな影響を与えることを示している。不調を感じている人に比べて医療機関に受診した人は少なく、専門家による精神的なケアを必要としていても受診できずにいる遺族がいることがうかがえる。

刑事手続上の負担

刑事手続への不安感を抱えている人が多いため、適切な情報提供や法的手続に精通した専門家からの支援が必要である。

警察や検察での事情聴取について、自由記述では「何度も繰り返し訊かれた」「自分の言い分を聞いてもらえなかった」「大変な状況で連日に渡り訊かれた」等の記載があった。事情聴取自体を二次的被害ととらえている遺族もいることがわかる。

裁判における証言については、負担を「感じる」と回答した人より、「感じない」と回答した人の方が多い。遺族が「被害者のために精一杯裁判に関わることができた」という実感を持てることが、被害からの回復に役立っていると考えられる。

民事、各種手続上の負担

事件後、加害者の弁護士との交渉や民事裁判において、遺族の心情に精通した弁護士を求めている人が多い。

遺族が家族の命を金銭に換算することへの抵抗を感じながらも、多額の経済的負担（弁護士や裁判に関わる諸費用等）や労力を費やして民事裁判を起こす背景には、金銭的な補償だけでなく、「真実を知りたい」「加害者に対して直接被害感情等を訴えたい」「加害者に責任を課したい」等という思いがあると考えられる。このような遺族の心情を汲み取った専門家の関

わりや周囲の人々の理解が必要である。

また、被害後の損害賠償の支払いにおいて、「交通被害」は自賠責保険及び任意保険による支払いが可能であるため比較的補償されやすいが、「殺人・傷害致死」の遺族では、加害者に支払い能力や支払う意志が無いために賠償を受けられない場合が多いと思われる。また民事裁判を起こすこと自体に経済的負担がかかることから、賠償金の不払いによる生計への影響が懸念される。

行政機関における諸手続は、手続自体が煩雑であることや諸問題に応じて手続方法が異なること等から、大きな負担がかかっていることが考えられる。

加害者への対応

遺族が加害者の謝罪や誠意ある対応を求めているのに対し、加害者の言動に傷つけられていることが多い。

「加害者からの仕返し」に対する不安に対応するために、加害者の処遇や出所情報等は、事件内容や被害者との関係に関わらず、希望する遺族すべてに情報提供を行っていく必要がある。

さらに、刑事裁判において加害者の刑を減ずる目的で行われる様々な接触に悩む遺族も多く、適切に対応できるよう無料で弁護士からの支援が受けられるような制度が必要である。

身近な人とのかかわり

外出困難、身近な人からの二次的被害、家族関係の悪化、安心して話ができる場もないことから、遺族が孤立感や疎外感を深め、社会に対する安全感、信頼感の喪失につながることが考えられる。特に、地域とのかかわりが深い女性への影響が大きいことから、地域からの実際的な支えや温かい気配りが受けられる環境作りが必要である。

4-2 二次的被害について

二次的被害は被害者遺族の孤立感を深め、回復の妨げとなる大きな要因である。今回の調査では、約90%の人が何らかの二次的被害を受けたと回答しており、複数の人や関係機関等から受けたと記載した人も多く、被害者遺族にとって過酷な現状があることがうかがえる。

受けた相手は、近所の人や親戚等の身近な人や、警察、検察庁、弁護士等の事件直後から関わる人から二次的被害を受けている割合が他の項目より高くなっている。

具体的な内容として、手続面で遺族の意思が汲み取られていない、強く要望している情報提供について不十分である、遺族の心情からすれば傷ついて当然と思われる言葉かけなどがあげられている。これらは遺族の心情や要望への理解を深めることや、可能な限り遺族の気持ちを尊重して手続をすすめる配慮等で、ある程度防ぐことができると思われる。

事件直後から遺族と関わる機関をはじめ、広く社会一般に対する啓発活動を行っていく必要がある。

4-3 実際に受けた支援

ほとんどの人が何らかの形で支援を受けたと答え、受けた支援への満足度は高い。

受けた支援の相手は、家族や友人等、身近な人が多いが、医療・保健・福祉や自治体からの支援はごく少数である。遺族が抱える問題として、それら機関に関わる問題も多く含まれることは3-2からもわかる。被害者支援の施策や取組みが確立するとともに、二次的被害を

生まれないような研修体制や支援サービスについての広報の必要性があると思われる。

前回（H13）のアンケートと比較すると、支援を受けたと答えた人の割合は変わらない（94.0% 95.5%）が、受けている支援の件数（2.5件/人 5.1件/人）は倍増している。

加えて、弁護士や警察など司法関係者による支援が増えていること、前回は皆無だった自治体、福祉事務所からの支援があったこと等から、支援体制の広がりをうかがうことができた。

4-4 事件後知りたかったこと

全体として情報提供を求める割合は高くなっている。特に「警察の捜査状況」、「加害者の処遇・出所情報」、「刑事裁判の詳細」など事件に関する情報への要望が多かった。

事件に関する情報を求める割合は、男性の方がやや高い。女性の場合はそれらに加えて支援サービスや精神的ケアに関する情報を求める割合も高くなっている。

事件の状況や刑事手続については、関係機関からの説明を求める声の他、「悲しみの中で自ら手続について調べるのは難しいので、適切な時期に適切な情報の提供を望む」という意見もあった。関係機関や支援者は、被害者からの求めを待つのではなく、被害者の状況を把握した上で情報提供を検討、実施していくことが必要であろう。

また、欄外の記述から、加害者について知りたいことは、刑事手続における処遇、反省の度合い、居住地や生活の様子など多岐にわたっている。このことは、加害者の更生の様子を知りたいという思いの他に、再被害を恐れる被害者（38.2%）の、加害者の状況を把握しておきたいという要望も含んでいると思われる。

事件後、ほとんどの被害者が心身の症状を訴えているのに比べて、そのことに関する情報を求める割合は低い。「自分の方からアクションを起こしてカウンセリング等に行く気力もありません。法治国家で犯罪にあってしまったのだから、無料でカウンセラーがつくと良いのにとおもいます」という意見もあった。早期の支援がその後の被害者の回復に効果的であることを考えると、積極的な心理教育や支援のコーディネーターが早い段階から適切な医療機関を紹介できるシステム作りが必要と思われる。

4-5 被害後に必要な支援

被害後に必要な支援は、事件からの経過年数で変化が見られる。大きく事件直後と1年後以降に分けて記述する。

事件直後から1年未満は、多種多様な支援が必要である。

刑事手続に関わっている間は、関係機関への付添い支援、捜査や手続に関する情報提供、加害者に関する情報の提供等への要望が多い。それ以外にも民事手続、行政手続等様々な手続を平行して行わなければならない状況があるため、弁護士等の専門家の紹介や支援団体の紹介を求める割合も高い。また、必要な支援を見極め、適切な専門家との連携を図りながら、自宅訪問や付添い支援等の直接的支援を行える支援者が必要である。

弁護士の紹介を求める割合は「交通被害」で特に高い。これは刑事裁判と平行して、加害者への対応や保険会社との交渉などを行わなければならない、その負担や不安感がより高いためと思われる。

精神的ケアについても要望が多く、事件直後の遺族が受ける衝撃の大きさや精神面への深

刻な影響がうかがえる。この要望は女性の方が多くなっているが、3-2 からわかるように男女どちらも精神的影響の深刻さには差がないと思われることから、すべての遺族に対して、積極的に精神的ケアに関する情報提供(心理教育、専門家の紹介)を行っていく必要がある。

「殺人・傷害致死」では経済的支援やマスコミ対応を求める割合がやや高い。「公営住宅の提供」については、「自宅が事件現場になった場合には、他に住居の確保が出来る様なシステムを作ってほしい」「事件後同じ場所に住み続けるのは精神的に不可能」等の意見もあり、必要性が高いケースもあることがわかる。経済的問題や住居の問題等は生活の安定に関わるため回復への影響が大きく、かつ支援を受けなければ立て直すことが困難な問題でもあるため、必要な人へ迅速に提供できる制度を確立すべきである。

事件から1年後以降、刑事手続に関する要望は少なくなってくるが、かわって民事手続に関する支援の要望が多くなってくる。

「加害者に関する情報の提供」は、1年後から10年以上まで大きな変化はなく、他の項目と比べ高い割合となっている。裁判を終えた加害者がどのような処遇を受けているのか、本当に更生したのか、どんな生活をしているのか等、知りたいという要望は多い。

精神的支援については、どれも高い割合ながら1年後には「身近な人からの支え」より「専門家や自助グループによる支援」を求める割合が高くなる。各種手続が落ち着いたことで精神的な落ち込みが見られる遺族が多いことや、事件直後から二次的被害を受けている遺族が多いことから、この時期はより手厚い精神的支援が必要である。

その後「専門家による精神的ケア」は3年後から減少していくが、「身近な人からの支え」は5年後まで、自助グループを求める割合は10年以上まで、全体から見て高い割合が続く。被害から時間が経過することで精神的支援を求めにくくなる現状もあることから、自助グループを中心とした長期的かつ継続的な精神的支援が必要である。

社会へ訴える場を求める割合は、直後より1~3年後で高くなり、その後減少する。社会に訴えるという行動に負担感を感じる遺族もいることから、個々の要望や回復状況も見据えて場を設定することが望ましい。被害者遺族の現状を伝え、支援の必要性を社会に訴えるためにも当事者による活動の効果は大きいと言える。

5 結論

本調査の結果、犯罪被害者遺族が抱える様々な問題や困難な状況をうかがえるとともに、遺族を支援するためには何が必要かを提示することができた。最後に私たち民間支援センターが支援を行っていくうえで、重要と思われる点についてあげる。

事件直後から1年後までは多岐にわたる日常生活への支援が必要であり、個々の遺族に応じて適切な支援を提供できるよう、積極的に介入しコーディネートできる支援者の存在が重要である。

二次的被害を防ぐために、関係機関だけでなく、広く社会一般に対して遺族がおかれている現状、気持ちや望むこと等について啓発活動を継続的に行っていく必要がある。

事件直後から継続的な情報提供の要望が多いことから、時期に応じて可能な限りの情報提供を行っていく必要がある。

精神的ケアへの要望は時間の経過と共に変化するため、支援者は被害者の状況や時期を見極めて、被害回復に寄与する支援内容を適宜判断して提供する必要がある。また、自助グループを活用して、長期的かつ継続的な精神的ケアを行っていく必要がある。

これらの結果に検討を加え、今後の支援活動に役立てていきたいと思う。